

平成30年（ワ）第1551号 石炭火力発電所建設等差止請求事件

原告 ■■■■■ 外39名

被告 株式会社神戸製鋼所 外2名

準備書面（7）

令和元年10月11日

神戸地方裁判所 第2民事部合議B係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 池田直樹

同 浅岡美恵

同 和田重太

同 吉江仁子

同 金崎正行

同 杉田峻介

原告ら訴訟復代理人弁護士 喜多啓公

同 與語信也

第1 被告神戸製鋼及び被告コベルコパワー神戸第二に対する求釈明

本件における重要な争点の1つは、被告神戸製鋼が行った環境影響評価の信頼性、妥当性である。しかるに、環境影響評価は専門性も高く、前提となったデータ等の基礎情報は被告神戸製鋼が保持し、市民である原告らと被告らとの間には、専門性と情報格差が存在する中で、被告神戸製鋼は自らが行った環境影響評価について十分な説明を行う責任を負っている。そこで、原告において本件新発電所に係る環境影響評価の結果を検証するために、以下の点について釈明を求める。

1 評価書第12章1.(2)②(691頁以下)の「土地又は工作物の存在及び供用」の影響評価にかかる「排出量」について

(1) 評価書第12章1.(2)②692頁には、

- ・ 施設の稼働（排ガス）に係る予測として、煙源諸元、環境保全措置、文献資料、現地調査等から、「年平均予測」にあわせて「日平均値」についても予測したこと
- ・ 年平均値の予測においては、排ガス中の硫黄酸化物の全量をSO₂とし、窒素酸化物の全量をNO₂とし、ばいじんの全量を浮遊粒子状物質としたこと
- ・ 予測地点は半径10km以内の一般局及び実測地点の15局としたこと
- ・ 「予測対象時期」として、「既設設備及び新設発電所の運転が定常状態となり、二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質にかかる環境影響が最大となる時期とした」こと

の記載がある。

また、696頁では、

- ・ 「現状」とは平成28年度(2016年度)、将来とは平成34

年度（2022年度）であること

- ・ 「排出ガス量」は設備能力最大で、200t/hの熱供給を含んだ数値であること
- ・ 「硫酸化物等の排出量」は、100%負荷及び50%負荷の排出ガス量と最大排出濃度を用いて設定したこと
- ・ 設備の稼働率は既設、新設ともに年間利用率80%としたこと
- ・ 新設発電所の通常負荷日数（265日）は24時間100%負荷とし、部分負荷日（34日）は、8時～22時100%負荷、22時～8時50%負荷とし、定期点検等による休止日は1機当たり66日としたこと。既設発電所については、通常負荷日（291日）は24時間100%負荷とし、定期転換等による休止日は1機当たり74日としたこと

等の記載がある。

- (2) 評価書第12章1.1.1-50表(1)～同表(4)（696頁～697頁）に、既設発電所及び製鉄所の現状及び既設発電所、鉄工所及び新設発電所の将来の煙源の諸元が記載されており、表(1)～(3)のうち既設及び新設発電所についての諸元は、下記の評価書第2章2.9-5表(1)（評価書30頁。以下、表1という）にとりまとめられている。

これらによれば、将来（2022年以降）、既設発電所のSO_x、NO_x、SPMの排出量は、「現状」の排出量から改善するとされ（例えば、SO_xでは51.4 m³ n/hから、34.3 m³ n/hに改善）、新設発電所では25.7 m³ n/hに改善するとされている。

第 2.2.9-5 表(1) ばい煙に関する事項

項目	単位	神戸製鉄所火力発電所		(参考)株式会社コベルコパワー神戸 神戸発電所			
				現状		将来	
		新設 1 号機	新設 2 号機	1 号機	2 号機	1 号機	2 号機
煙突	種類	2 筒身集合型		2 筒身集合型		現状どおり	
	地上高	150		150		現状どおり	
排出ガス量	湿り	2,287		2,420		現状どおり	
	乾き	1,976		2,143		現状どおり	
	乾き O ₂ 濃度(換算値)	2,093		2,270		現状どおり	
煙突出口 ガス	温度	90		90		現状どおり	
	速度	31.6		30		現状どおり	
硫黄酸化物	排出濃度	13		24		16	
	排出量	25.7		51.4		34.3	
窒素酸化物	排出濃度	20		24		20	
	排出量	41.9		54.5		45.4	
ばいじん	排出濃度	5		10		8	
	排出量	10.5		22.7		18.2	

- 注：1. 窒素酸化物及びばいじんの排出濃度は、乾きガススペースで O₂ 濃度 6% 換算値である。
 2. 参考として記載した(株)コベルコパワー神戸 神戸発電所は、ばい煙処理施設の運転管理技術ならびに保全技術のノウハウ蓄積により、現状に比べて、将来のばい煙排出濃度と排出量を低減する計画である。
 3. 排出ガス量は、設備能力最大であり、200t/hの熱供給を含んだ数値である。また、排出ガス量の乾きは、O₂ 濃度が設計値と換算値(6%)のガス量を記載する。
 4. 各排出濃度は、最大排出濃度を示す。また、窒素酸化物の最大排出濃度は、環境保全協定で定められているボイラーの起動過程(排煙脱硝装置入口の排ガス温度が 300℃以上)から適用される数値である。

また、評価書 3 1 頁には、「通常の排出濃度」として、下記の第 2 章 2. 9 - 5 表(3) (以下、表 2 という) が加えられている。

第 2.2.9-5 表(3) ばい煙に関する事項 (通常の排出濃度)

項目	単位	神戸製鉄所火力発電所		(参考)株式会社コベルコパワー神戸 神戸発電所			
				現状		将来	
		新設 1 号機	新設 2 号機	1 号機	2 号機	1 号機	2 号機
硫黄酸化物	排出濃度	4	同左	8	同左	5.2	同左
窒素酸化物	排出濃度	11	同左	15	同左	12.5	同左
ばいじん	排出濃度	3	同左	5	同左	4	同左

- 注：1. 窒素酸化物及びばいじんの排出濃度は、乾きガススペースで O₂ 濃度 6% 換算値である。
 2. 参考として記載した(株)コベルコパワー神戸 神戸発電所は、ばい煙処理施設の運転管理技術ならびに保全技術のノウハウ蓄積により、現状に比べて、将来のばい煙排出濃度と排出量を低減する計画である。
 3. 神戸製鉄所火力発電所の排出濃度及び神戸発電所の将来排出濃度は、将来における石炭性状の変動を考慮した通常稼働時の排出濃度の年間平均値の試算値を示す。また、神戸発電所の現状排出濃度は、神戸市と締結している環境保全協定(第 3 章参照)に定める年間総排出量を遵守するために、神戸発電所の年間の平均的な濃度を目安として設定した数値である。

これは、2018年3月27日の経済産業省環境審査顧問会火力部会において「(2) 最大排出濃度に加えて、通常稼働時の排出濃度を記載すること」との指摘をもとに加えられたものである。

以上を踏まえて、以下の点の説明を求める。

(3) 求釈明事項

① 上記表 2 の硫黄酸化物及び窒素酸化物の各時間当たり排出量 ($\text{m}^3 \text{ n/h}$) を明らかにされたい。

② 評価書第 1 2 章 6 9 2 頁の「予測対象時期」にいう「既設設備及び新設発電所の運転が定常状態となり、二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質にかかる環境影響が最大となる時期」とは、どのような時期かを具体的に明らかにされたい。

また、影響予測に際しての「予測対象時期」の「運転が定常状態となり、環境影響が最大になる時期」の時間当たり排出量は、上記評価書 3 0 頁の上記表 1 記載の時間当たり排出量か、又は評価書 3 1 頁の上記表 2 記載の排出濃度に対応する時間当たり排出量か、あるいはいずれとも異なる値によるものか（その場合は、具体的な数値）を明らかにされたい。

③ 本件環境影響評価における年平均値の予測における年間総排出量とは、②記載の基準による時間当たり「排出量」の年間排出量（8 7 6 0 時間）に設備利用率 8 0 % を乗じた量との趣旨か、6 9 6 頁に記載されている各発電所の稼働時間を乗じた量との趣旨か、明らかにされたい。いずれとも異なる場合は、具体的な内容を明らかにされたい。

④ 日平均値の予測について、「予測対象時期」は、「新設発電所の運転が定常状態となり、二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質にかかる環境影響が最大となる時期」についてなされたとされている（7 1 2 頁）。

そこにいう「定常運転状態となり、環境影響が最大となる時期」とはどのような時期のことか。その場合の時間当たり排出量は、上記評価書 3 0 頁の上記表 1 記載の時間当たり排出

量か、又は評価書 3 1 頁の上記表 2 記載の排出濃度に対応する時間当たり排出量か、あるいはいずれとも異なる値によるものか（その場合は、具体的な数値）を明らかにされたい。

⑤ 本件環境影響評価における日平均値の予測にあたっての日排出量とは、④記載の基準による時間当たり「排出量」に 24 時間に乗じたの量との趣旨か。これと異なる場合は、具体的な内容を明らかにされたい。

⑥ 年平均値の予測対象物質は、神戸製鉄所、既設発電所、新設発電所の硫黄酸化物等としたとある（692頁）が、日平均値では新設発電所を対象としたとある（712頁）。年平均と日平均で異なる予測対象物質とした理由を明らかにされたい。

2 被告の 2017 年 10 月の補足説明資料（甲 7 号証）3 頁の下記表（以下、表 3 という）について

【稼働後の年間総排出量】（将来の石炭性状の変動を考慮した試算値）

	協定値 (年間総排出量)	現状 (2007～2016 年度実績)	将来△		
			利用率 最低(50%)	利用率 基準(70%)	利用率 最大(80%)
SOx	730 t/年	製鉄所 123～179	7	7	7
		神戸発電所 303～341	256	359	410
		新設発電所 —	181	253	289
		合計 426～520 t/年	444 t/年	619 t/年	706 t/年
NOx	1,500 t/年	製鉄所 240～476	111	111	111
		神戸発電所 696～858	466	652	745
		新設発電所 —	376	526	601
		合計 936～1,334 t/年	953 t/年	1,289 t/年	1,457 t/年
ばいじん	250 t/年	製鉄所 11～73	3	3	3
		神戸発電所 34～69	73	102	116
		新設発電所 —	50	70	80
		合計 45～142 t/年	126 t/年	175 t/年	199 t/年

注：利用率は、関西電力との契約で、基準利用率 70%、最大 80%～最小 50%となっております。

(1) 上記表 3 における SOx、NOx、SPM の「現状」の値と、2018 年 3 月 27 日の環境評価顧問会火力部会における被告神戸製鋼の補足説明資料における表 1, 2（2007 年から 2016 年の

神戸製鋼所及び既設発電所 1, 2 号機からの排出量の実績値と記載)との関係を説明されたい。

また、各年の平均稼働率を明らかにされたい。

(2) 上記表の SO_x、NO_x、SPMの「将来の排出量」(新設発電所稼働後の排出量)の試算値について

- ① 各試算値の推計に用いた時間当たり排出量その他の項目とその値及び推計の方法・内容を明らかにされたい。これらの時間当たり排出量(及び排出濃度)と、上記表 1 及び表 2 記載の既設及び新設発電所の諸元並びに製鉄所の排出緒元(評価書 696 頁記載の第 12. 1. 1. 1-50 表(1)及び表(4))との関係を説明されたい。
- ② 設備利用率 50%における排出量の値は、100%稼働時の排出量の 50%、設備利用率 80%における排出量の値は同 80%となると理解してよいか。
- ③ 上記表 1 によれば、2022 年以降、既設発電所の SO_x、NO_x、SPMの排出量は「現状」の値から改善する(例えば、SO_xでは 51.4 m³n/h から、34.3 m³n/h に改善)とされ、新設発電所では 25.7 m³n/h に改善するとされているが、上記表 3 における既設発電所からの SO_x、NO_x、SPMの総排出量は、2022 年以降、将来が「現状」よりも増加することとなっている。稼働率その他、増加する理由を説明されたい。
- ④ 上記表 3 には、【稼働後の年間総排出量】(将来の石炭性状の変動を考慮した試算値)との記載がある。「将来の石炭性状の変動」とは、現状よりも低品位の石炭に変更するとの趣旨か。その場合に、表 3 の将来の排出量の推計は、どのような内容の変動を想定し、どのように反映したものかを明らかにされたい。

以上